

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

#### <基本的な考え方>

当社は、社会資本の整備と国民生活の向上に貢献することにより、健全で持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることが、株主の皆様や取引先をはじめとする全てのステークホルダーの期待と信頼に応えるものと考えます。

この実現に向けて、当社は、効率的かつ健全な経営を推進する基盤として、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であると認識しております。

当社においては、当社事業・経営に精通した取締役を中心とする取締役会が、的確かつ迅速に重要な業務の執行決定を行うとともに、法的に強い監査権を有する監査役が、取締役会にも出席し、独立した立場から取締役等の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保し有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。また、当社は、執行役員制度の導入により意思決定の迅速化による経営の効率性向上と責任の明確化を図っております。

#### <基本方針>

(1) 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使できる環境整備に努めてまいります。また、株主の実質的な平等性の確保に努めてまいります。

(2) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を達成するため、株主の皆様に加え、従業員、お客様、取引先、債権者、地域社会など様々なステークホルダーとの適切な協働に努めてまいります。

(3) 当社は、経営の透明性を高める観点から、経営全般に関する財務情報、非財務情報について、法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組んでまいります。また、株主総会の場以外においても、株主の皆様との建設的な対話の実施に努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

#### 【補充原則1-2-4】

当社では、議決権の電子行使(議決権電子行使プラットフォーム)及び招集通知の英訳は、現在実施しておりません。

当社は、株主が円滑に議決権行使できる環境整備は重要な施策と認識しており、今後の当社株主における機関投資家や海外投資家の比率状況に応じて、議決権の電子行使及び招集通知の英訳について検討を行ってまいります。

#### 【補充原則3-1-2】

当社では、海外投資家の比率が低いこともあり、英語での情報開示は実施しておりません。

今後の当社株主における海外投資家の比率状況に応じて、「株主総会招集ご通知」、「事業報告」等の株主総会関係書類、証券取引所の上場規程に基づく開示文等の英訳について検討を行ってまいります。

#### 【補充原則4-10-1】

当社は、取締役候補者の選任や取締役の報酬については、当社事業規模を踏まえ取締役会にて独立社外取締役(2名)に対し説明を行い、適切な助言を得ております。従って任意の指名・報酬委員会等は設置しておりません。

また、社長をはじめとする経営陣幹部層と監査役(社外監査役を含む)と独立社外取締役の三者による連絡会を実施しており、当該連絡会においてガバナンス全般についての情報交換や認識の共有化も図っております。

#### 【原則4-11】(取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件)

透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行う実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に的確かつ迅速に対応しうる最適な規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性を考慮した役員構成としており、現に当社の取締役には海外ビジネス経験者も在籍しております。

なお、当社の取締役は全員男性であり女性の取締役はありませんが、当社の規模や事業内容等から、現状の体制で十分に取締役会の役割・責務を果たせているものと考えます。

監査役には、経理の業務経験があり財務・会計に関する知見を有する者、法務部門の経験があり法務に関する知識を有する者を選任しております。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を毎年定期的に実施しており、取締役会の機能向上を図っております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1—4】(いわゆる政策保有株式)

##### (1)政策保有に関する方針

当社は、中長期的な視点で、将来の事業展開に備えた関係強化を目的に、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、合理性・必要性を検証のうえ、当社の企業価値向上に資する投資先について政策的に株式の保有を行っております。

##### (2)個別の保有適否

この政策保有株式については、毎年定期的に取締役会において、個別銘柄ごとに保有意義に加えて投資先企業の業績や財務体質等を定量的に評価し、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を精査し、保有の妥当性を検証しております。現時点では、保有するすべての上場株式について保有の妥当性があることを確認しておりますが、今後の状況変化により、保有の妥当性が認められないと判断した株式については見直しを行ってまいります。

##### (3)議決権の行使基準

議決権の行使にあたっては、発行会社において重大な違法行為が発生した場合の代表者の選任議案や企業価値を毀損するおそれがある議案については反対するなど、投資先企業の中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断し、議決権の行使を行います。

#### 【原則1—7】(関連当事者間の取引)

当社と取締役との間の取引・利益相反取引は、「取締役会規程」に基づき、取締役会での承認と報告を行っており、いずれの取引も会社に損害を与えるものではないことを確認しております。

また、当社と監査役その他の関連当事者との取引につきましても、各取引内容を調査したうえで、法令に従い、取引の重要性や性質に応じて適切に開示しております。

なお、親会社及びそのグループ企業との取引は、市場等の客観的な情報をもとに、一般的な取引条件と同様な条件で決定がなされており、非支配株主に不利益を与えることがないよう、適切に対応しております。

#### 【原則2—6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定給付型企業年金制度を採用しております。確定給付企業年金の積立金の管理及び運用に関しては、運用基本方針に従い、社外の資産管理運用機関と契約を締結し、すべて一般勘定で運用を委託しており、その運用実績等を適切にモニタリングしております。

#### 【原則3—1】(情報開示の充実)

##### (1)企業理念・経営戦略・経営計画

###### <企業理念・行動指針>

当社グループは、企業理念に『私たちは、「人の満足を支える」ことを使命とする「ジオウェア・メーカー」です。』を掲げており、社会資本の整備と国民生活の向上に大きく貢献するために、

1. ジオウェアの第一人者であり続けること
2. どこまでも努力すること
3. オリジナリティを目指すこと
4. 満足を支えること
5. 考えぬいて、実行すること
6. 信頼にこたえる責任をはたすこと

を行動指針として人を育て活かし、活力溢れるグループを築きます。

###### <経営戦略・経営計画>

当社は、セグメント並びにコンクリート二次製品分野での国内トップメーカーを目指し、以下の2項目からなる経営計画を策定し、実施中であります。

1. 事業環境の変化に適切に対応し、安定した収益構造の構築を図る。

2. 同時に、営業力、製造力、商品力からなる事業力と人材、品質、安全、環境などの事業基盤の強化を通じて総合競争力の強化を図る。

##### (2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の1—1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

##### (3)取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

###### <報酬決定の方針>

取締役の報酬は、現金による報酬のみで構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためのインセンティブを付与すべく全額業績に連動する報酬体系としております。

具体的には、求められる能力及び責任に見合った水準を勘案して役位別に基準額を定め、これを当社単体経常利益及び連結の親会社株主に帰属する当期純利益に応じて、一定の範囲で変動させ、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で各取締役に係る報酬額を決定することとしております。

###### <報酬決定の手続>

各取締役の報酬については、上記の方針に基づき、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、取締役会の決議を経て支給することとしております。

##### (4)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うにあたっての方針と手続

###### <経営陣幹部の選任の方針と手続>

経営陣幹部の選任は、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、取締役会が個々人の経験・識見・専門性や社外取締役の助言等も踏まえ総合的に判断し、経営陣幹部を選任いたします。

###### <経営陣幹部の解任の方針と手続>

経営陣幹部の解任は、経営陣幹部が法令に違反した場合や、病気など心身の故障により職務執行に著しい支障が生じた場合等には、取締役会が社外取締役の助言等も含め総合的に判断し、経営陣幹部を解任いたします。

###### <取締役候補の指名の方針と手続>

取締役候補の指名は、取締役としての役割・責任を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応しうる最適な体制となるよう、経験・識見・専門性、取締役会全体としての規模やそれを構成する候補者のバランスに加え、社外取締役の助言等を踏まえ、取締役会において議論した上で実施しております。

#### ＜監査役候補者の指名の方針と手続＞

監査役候補の指名は、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することが出来る知識及び経験を有する方を指名しております。なお、監査役候補者の指名は監査役会の審査、同意を経て取締役会において議論した上で実施しております。

#### (5)取締役・監査役候補の指名、経営陣幹部の選定についての説明

取締役・監査役候補の指名や経営陣幹部の選定を行う際の個々の指名・選定についての説明は、「株主総会招集ご通知」の参考書類や「有価証券報告書」に個々人の経歴を記載し、役員人事に係る対外開示にて個々の業務分担や役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載することを行っております。

また、社外取締役及び社外監査役の選任理由及び独立性については、本報告書の2-1「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役関係】及び【監査役関係】に記載しておりますので、ご参照ください。

#### 【補充原則4-1-1】

当社は、投融資を含む重要な財産の処分及び譲受け、多額の借財、支店その他重要な組織の設置・変更及び廃止、重要な使用人の選任及び解任など法令及び定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について、「取締役会規程」において具体的に取締役会の決議事項として定め、これら以外の事項にかかる意思決定は、社長その他の業務執行取締役にそれぞれ委任しております。

#### 【原則4-9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社は、社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他利害関係を勘案し、その有無を判断しております。また、取締役会は、取締役会にて率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役として選任しております。

#### 【補充原則4-11-1】

透明・公正かつ迅速・果斷な意思決定を行う実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に的確かつ迅速に対応しうる最適な規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性を考慮した役員構成にすることとしております。

定款では取締役の定数は15名以内、監査役の定数は4名以内と定めておりますが、現在、取締役8名(内、社外取締役2名)、監査役4名(内、社外監査役2名)を選任しております。

取締役の選任にあたっては、個々人の経験・識見を考慮し、最適な役員構成とすべく取締役会で候補者を決議のうえ、株主総会に付議することとしております。

#### 【補充原則4-11-2】

当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況など、各候補者がその役割・責務を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。

取締役・監査役の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や「事業報告」、「有価証券報告書」等において、毎年開示しております。いずれも当社ウェブサイトに掲載しておりますので、詳細につきましてはそちらをご参照ください。

#### 【補充原則4-11-3】

当社においては、各取締役・監査役から取締役会の運営等に関する評価や意見などを個別に聴取のうえ、取締役会において、定期的に取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、今後の取締役会の運営改善に活用しております。

平成29年度の取締役会全体の実効性の分析・評価を行った結果、「概ね適切であり、昨年改善策に挙がった中期的な事業環境やリスク関係の議論の実施については改善が見られた。」との評価を得ました。一方、更なる取締役会の実効性向上に向けて以下の意見をいただきました。

1. 情報管理の観点からペーパーレス会議とし、取締役会資料を簡素化し、より分かり易い資料とする。
2. 営業や技術担当役員により、現下の事業環境等について説明を行う。
3. 内部統制に関する議論を活性化する観点から、内部統制強化に向けた機能別計画の実施状況を定期的に報告する。
4. 時宜にかなったテーマによる役員向け研修会を実施する。

以上の意見を踏まえ、今後、取締役会の運営方法につき見直しを行い、更なる取締役会の実効性の向上を図って参ります。

#### 【補充原則4-14-2】

社外取締役及び社外監査役に対し、就任の際に、当社の企業理念やグループ事業の内容等について説明を行うとともに、工場視察の機会を設けております。また、社内出身の業務執行取締役及び監査役に対しても、その就任に際して、会社法等の重要な法令に基づく責務や業務に関する制度について改めて説明を行うとともに研修会等への参加を実施しております。

#### 【原則5-1】(株主との建設的な対話に関する方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主との建設的な対話をを行い、株主の意見を経営に反映させるとともに、当社の経営方針について株主の理解を得ることが重要であると認識しており、株主の皆様に適時適切な情報開示を行うとともに株主との対話についても積極的な対応を心がけております。

株主・投資家との対話全般については、経営管理本部の役員が統括し、経営管理本部をはじめとする社内各部門が連携して、施策の充実に努めております。

株主に対しては、株主総会において積極的な情報提供と丁寧な説明に努めております。また、中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する機関投資家に対しては、決算説明会等により、当社の事業内容、経営戦略、経営状況等に関する理解促進と対話の充実を図っております。更に、決算説明会の資料は当社ウェブサイトに掲載しており、全ての株主が閲覧できるようにしております。

こうした取組みを通じて株主・投資家から頂いたご意見等につきましては、取締役会等に報告・フィードバックしております。

また、株主との対話に際しては、インサイダー情報が含まれないよう十分留意しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

#### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	12,729,500	40.69

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,060,600	9.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,955,000	6.25
阪和興業株式会社	1,511,000	4.83
CREDIT SUISSE AG, DUBLIN BRANCH PRIME CLIENT ASSET EQUITY ACCOUNT	1,061,400	3.39
日鉄住金物産株式会社	838,000	2.68
エムエム建材株式会社	750,000	2.40
KIA FUND 136	433,500	1.39
伊藤忠丸紅住商テクノスチール株式会社	429,000	1.37
榎原三郎	410,000	1.31

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	新日鐵住金株式会社（上場・東京、名古屋、札幌、福岡）（コード）5401

補足説明	<span>更新</span>
------	-----------------

当社の親会社である新日鐵住金株式会社は、当社の株式を13,233千株(間接所有504千株を含む。議決権比率42.3%)を保有しております。加えて、全取締役8名のうち、同社の業務執行社員であった者4名、及び兼任者1名の5名が当社の取締役であることから実質支配基準により、新日鐵住金株式会社は当社の親会社に該当します。

また、当社は新日鐵住金株式会社から土木製品の受託製造をしており、資本関係及び取引面において緊密な関係にあります。

#### 1. 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 1,789千株  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,543千株

2. 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成30年6月18日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、三菱UFJ信託銀行株式会社及びその共同保有者である三菱UFJ国際投信株式会社が平成30年6月11日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているもの、当社として平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称: 三菱UFJ信託銀行株式会社

住 所: 東京都千代田区丸の内1-4-5

保有株券等の数: 1,258千株

株券等保有割合: 3.99%

氏名又は名称: 三菱UFJ国際投信株式会社

住 所: 東京都千代田区有楽町1-12-1

保有株券等の数: 643千株

株券等保有割合: 2.04%

#### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と親会社である新日鐵住金株式会社とは、資本関係及び取引面において緊密な関係にありますが、事業活動や経営判断においては、自主経営を行っております。また、親会社と兼任する当社役員の就任は、独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されているものと認識しております。

当社は、親会社及びそのグループ会社との取引条件等について、市場等の客観的な情報をもとに、他の会社との取引同様に一般的な取引条件で決定されており、非支配株主に不利益を与えることがないよう、適切に対応しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社が親会社の企業グループに属することによる事業上の制約はありません。また、メリットとしては、親会社の企業グループのネットワーク及び信用力を活用できることであります。当社は、これらのネットワークを活用しつつ、独自の事業活動を行っております。

当社の事業活動や経営判断においては、自主経営を行っており、事業運営面においての独立性を確保しております。当社は、親会社及び親会社の企業グループと連携の下、お客様のニーズに的確、迅速に対応し、当社独自の経営判断に基づき、受注販売活動を行って参ります。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
土岐 敦司	他の会社の出身者										
高木 一美	他の会社の出身者										

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土岐 敦司	○	——	土岐敦司氏は、弁護士として経験・識見が豊富であり、法令を含む企業・社会全体を踏まえた客観的観点で、独立性をもって経営の監視を遂行していただけるものと判断し、当社からの要請に基づき社外取締役に就任したものです。同氏は、当社や当社子会社及びそれらの役員との間に、一切の人的関係、資本関係または取引関係、その他利害関係がなく、独立性が担保されております。

高木 一美	○	――	高木一美氏は、NSユナイテッド内航海運株式会社の代表取締役社長を務められるなど、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言をいただくことで、当社の経営体制がさらに強化できると判断し、当社からの要請に基づき社外取締役に選任したものであります。同氏は、当社や当社子会社及びそれらの役員との間に、一切の人的関係、資本関係または取引関係、その他利害関係がなく、独立性が担保されております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役および監査役会は、会計監査人との間で定期的に年2回監査報告会を開催し、会計監査人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価および監査重点項目等について説明を受け、意見交換を行っています。  
また、会計監査人の往査にはほぼ全て同行し、監査講評に立会い情報・意見の交換を実施しております。  
内部監査につきましては、内部監査室を設置し、監査役と情報を共有しつつ、業務全般についてのチェック機能を高め、内部統制システム強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
川野輪 政浩	他の会社の出身者										○			
石川 敦	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川野輪 政浩	○	社外監査役の川野輪政浩氏は、当社の取引先である株式会社熊谷組の業務執行者であります。株式会社熊谷組と当社との間には、年間142百万円(平成30年3月実績)の取引が 있습니다。	川野輪政浩氏は、株式会社熊谷組での経験及び経験から経営全般に優れた見識を有しております。特に財務面における見識が高いことから、客観的かつ公正な立場による経営監視体制の強化が図れるものと判断し、当社からの要請に基づき社外監査役に就任したものであります。川野輪政浩氏は、当社の取引先である株式会社熊谷組の業務執行者であります。株式会社熊谷組との取引関係は0.4%と僅少であり、利益相反は生じにくい状況にあります。従って、一般株主と利益相反は生じる恐れがないものと判断いたしました。また、同氏は、当社や当社子会社及びそれらの役員との間に、一切の人的関係、資本的関係または取引関係、その他利害関係がなく、独立性が担保されております。
石川 敦	○	社外監査役の石川敦氏は、平成23年10月までみずほ信託銀行株式会社の業務執行者であります。みずほ信託銀行株式会社と当社との間には、借入金110百万円(平成30年3月末現在)及び証券代行業務の取引が 있습니다。	石川敦氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する知見を有しております。加えて監査役室室長の経験を有していることから、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し、当社からの要請に基づき社外監査役に就任したものであります。石川敦氏は、当社の取引先であるみずほ信託銀行株式会社の業務執行者であります。当社の連結総資産におけるみずほ信託銀行株式会社からの借入金の比率は0.3%と僅少であり、利益相反は生じにくい状況にあります。従って、一般株主と利益相反は生じる恐れがないものと判断いたしました。また、同氏は、当社や当社子会社及びそれらの役員との間に、一切の人的関係、資本的関係または取引関係、その他利害関係がなく、独立性が担保されております。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準に従い、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他利害関係を勘案し、その有無を判断しております。

そして、上記のとおり、各社外役員はいずれも独立性を備えていると判断されることから、東京証券取引所に対し、全員を独立役員として届出し、受理されております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績連動型報酬制度は、経常利益(単体)及び親会社株主に帰属する当期純利益(連結)に連動する13等級からなる役員報酬テーブルを用いて、役員報酬を支給する方式を採用しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

## 該当項目に関する補足説明

当社の取締役の報酬については、事業報告および有価証券報告書で役員の区分ごとに報酬の総額を開示しております。なお、事業報告、有価証券報告書は当社ホームページで閲覧可能であります。

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、経常利益と親会社株主に帰属する当期純利益に応じて決定する方針としており、具体的には単体の経常利益と連結の親会社株主に帰属する当期純利益に応じた処遇テーブルに基づき決定をしております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

必要に応じて総務チームが、社外取締役および社外監査役へのサポートを実施しております。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
栗山 実則	相談役	社長としての経験に基づく助言	常勤・報酬有	2017/06/28	1年更新

### 元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

### その他の事項

相談役の役割は社長の要請に基づき、元社長としての経験に基づいた助言を行うことであり、経営上の判断に影響を及ぼすような権限は有しておりません。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

### (1) 社外取締役に関する事項

当社は、平成30年6月27日開催の定時株主総会にて、社外取締役を2名選任しております。社外取締役は、取締役会の一員として客観的な立場からの経営判断を行うとともに、社外の視点を入れた独立公平な第三者としての意見表明を頂くなど、経営の監督機能強化の観点から有効な役割を果たしております。

### (2) 取締役会

当社取締役会は、取締役8人、うち社外取締役2人(平成30年6月27日現在:男性8名、女性0名)で構成し、原則月1回開催されております。少人数での運営と高い頻度での開催(平成29年度は16回)により、経営戦略立案等の重要事項の迅速な意思決定と業務執行の監督機能強化が図られております。

### (3) 経営会議と地域別事業部制度

取締役と執行役員および常勤監査役等(全員男性)で構成する経営会議を設置しており、平成29年度は14回開催しております。経営会議では、代表取締役社長の経営方針提示と、各本部および各事業部からの業績・業務状況報告が行われ、業務執行についての活発な議論・意見交換が行われております。なお、連結強化の観点から、グループ会社の社長は、当社の経営会議に出席し、各社の経営状況や利益計画の進捗状況の報告を行っております。また、経営会議及び取締役会にて各グループ会社に関する月次報告を行っており、透明度の高い業務運営を推進し、業務執行の監督強化に努めています。

当社は、執行役員制度を導入し、地域別製販一体型事業部制度を基軸とする業務運営を徹底し、市場動向に対応したスピーディーな業務執行に努めています。

### (4) 監査役会

当社の監査役会は、監査役4人、うち2人は社外監査役(平成30年6月27日現在:男性4名、女性0名)で構成し、独立性が担保されております。監査役は、監査計画に基づき各本部、各事業部および各子会社の内部統制状況等の監査を行うとともに、取締役会・経営会議への常時出席も実施しており、業務執行に対する監査機能を十分果たしております。

### (5) 公認会計士・弁護士等第三者の関与状況

公認会計士は有限責任 あずさ監査法人に依頼し、厳正な会計監査および会計指導を受けるとともに、監査結果は取締役会・経営会議に報告され、業務改善に生かしております。

第49期(平成29年4月1日から平成30年3月31日)において業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員・業務執行社員:田島祥朗(継続監査年数:4年)、指定有限責任社員・業務執行社員:新村久(継続監査年数1年)の2氏で、補助者は公認会計士、システム専門家等を中心に構成されております。また顧問弁護士からは適宜、法令遵守の指導とアドバイスを受けております。

### (6) 監査役の機能強化に係る取組み状況

監査役と内部監査室とは内部統制システムの整備・運用状況の報告や課題等について意見交換を行う連絡会を原則月1回実施するなどの連携を図っております。また、各グループ子会社の監査役とのグループ会社監査役会を年2回実施しており、各グループ会社の監査役監査の実施状況について報告が行われております。

社外監査役川野輪政浩氏は、取引先である株式会社熊谷組の業務執行者であります。当社と株式会社熊谷組とは、資本関係以外の取引関係は僅少であり、利益相反は生じにくい状況にあります。また、その他利害関係はなく、独立性が担保されております。

社外監査役石川敦氏は、平成23年10月までみずほ信託銀行株式会社の業務執行者でありました。当社とみずほ信託銀行株式会社とは、取引関係は僅少であり、利益相反は生じにくい状況にあります。また、その他利害関係はなく、独立性が担保されております。

なお、社外監査役川野輪政浩氏は株式会社熊谷組にて、社外監査役石川敦氏はみずほ信託銀行株式会社にて、両氏はそれぞれ経理業務の経験を重ねており、財務・会計に関する知見を有しております。

#### (7)リスクマネジメント体制の整備

国内外で企業不祥事が続発していることを受け、当社および子会社は、リスクマネジメント体制の整備・運用状況を絶えず確認し、不備な点については都度整備しつつ、リスクに万全を期すことにしております。

平成18年2月には取締役と執行役員および常勤監査役並びに内部監査室等をメンバーとする「リスクマネジメント委員会」および「内部通報制度」を設置し、体制を強化いたしました。

#### (8)ディスクロージャーの充実

経営の透明度と信頼性を高めるため、当社は株主・投資家等の皆様への積極的開示も進めております。ホームページへの最新情報の掲載、東証への重要事項のタイムリーな開示を実施しております。今後も引き続き四半期情報開示・決算早期化等に前向きに取組む予定です。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

#### (1)ガバナンス体制の選択の理由

本報告書1-1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会の3週間前(法定期日の1週間前)に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して定時株主総会を開催しております。
その他	招集通知の当社ホームページへの掲載

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年3月期決算よりアナリスト、機関投資家向けに決算説明会を年2回実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	<a href="http://www.geostr.co.jp/">http://www.geostr.co.jp/</a> に四半期決算短信、決算短信、四半期報告書、有価証券報告書、決算説明会資料および適時開示資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部にて担当	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ジオスター企業理念・行動指針」「倫理規程」
その他	役員への女性の登用はありません。

## **IV 内部統制システム等に関する事項**

### **1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況**

#### [内部統制システムについての基本的な考え方]

当社は、「ジオスター企業理念・行動指針」に基づき、企業価値の継続的な向上を図りつつ、社会から信頼される企業の実現を目指す。また、関連法規を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、以下のとおり内部統制システムを整備し、適切に運用するとともに、企業統治を一層強化する観点から、その継続的改善に努める。

#### [内部統制システムの整備状況]

##### 1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程その他の規程に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受ける。

業務を執行する取締役（「業務執行取締役」）は、取締役会における決定に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告する。

##### 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報について、情報管理に関する規程に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行った上で、適切に保管する。

また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法のほか、適時・的確な開示に努める。

##### 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

各本部長及び事業部長は、自部門における事業上のリスクの把握・評価を行い、組織規程・業務分掌規程において定められた権限・責任に基づき業務を遂行する。

安全衛生、環境・防災、情報管理、知的財産、品質管理、財務報告の信頼性等に関する各リスクについては、当該担当部門（各機能部門）が全社横断的観点から規程等を整備し、各本部及び各事業部に周知するとともに、各本部及び各事業部におけるリスク管理状況をモニタリング等を通じて把握・評価し、指導・助言を行う。

経営に重大な影響を与える事故・災害・コンプライアンス問題等が発生した場合、業務執行取締役は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「危機管理本部」等を直ちに招集し、必要な対応を行う。

##### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画・事業戦略や設備投資・投融資等の重要な個別執行事項については、経営会議等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。取締役会等での決定に基づく業務執行は、各業務執行取締役、各執行役員、各本部長及び各事業部長等が遂行する。

##### 5. 当社の使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備する。

本部長及び各事業部長は、各組織の自律的内部統制システムを整備するとともに、法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の法令違反行為の未然防止に努める。また、法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配付等、社員に対する教育体制を整備・充実し、法令違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、すみやかに経営管理本部長及び内部監査室長に報告する。

内部監査室長は、社全体の内部統制システムの整備・運用状況を確認し、各本部及び各事業部における法令及び規程遵守状況を把握・評価するとともに、法令・規程違反の防止策等の必要な措置を講じさせる。さらに、これらの内容についてはリスクマネジメント委員会に報告するとともに、重要事項については、経営会議及び取締役会に報告する。

経営管理本部長は、法令・規程違反の防止策に関し関係部門と協議し、必要な措置を講じる。さらに、業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用する。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行う。

##### 6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び各グループ会社は、「ジオスター企業理念・行動指針」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行うとともに、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底する。

当社は、グループ会社の管理に関する関係会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。グループ会社は、自律的内部統制を基本とした内部統制システムを構築・整備するとともに、当社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する施策の充実を図る。経営管理本部は子会社主管部門として、各グループ会社の内部統制の状況を確認するとともに、必要に応じ改善のための支援を行う。

経営管理本部長、内部監査室長は、各機能部門と連携し、当社グループ全体の内部統制の状況を把握・評価する。経営管理本部長は、これに基づき各グループ会社に対し、指導・助言を行う。

具体的な体制は以下のとおりとする。

###### イ. グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

経営管理本部は、各グループ会社における事業計画、重要な事業方針、決算等、当社の連結経営上または各グループ会社の経営上の重要な事項について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

###### ロ. グループ会社の損失の危険に関する規程その他の体制

経営管理本部は、各グループ会社におけるリスク管理状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、助言等を行う。

###### ハ. グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営管理本部は、各グループ会社の業績評価を行うとともに、マネジメントに関する支援を行う。

###### ニ. グループ会社の取締役等及び使用者の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

経営管理本部は、各グループ会社における法令遵守および内部統制の整備・運用状況につき、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、必要な支援・助言等を行う。また、各グループ会社における法令違反のおそれのある行為・事実について、各グループ会社に対し報告を求めるとともに、すみやかに内部監査室長に報告する。

当社の親会社との契約・取引条件は、その他顧客との取引における契約条件や市場価格を参考に合理的に決定する。

##### 7. 監査役の監査に関する事項

当社の取締役、執行役員、本部長、事業部長及びその他の使用者等は、職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要な事項について、適時・適切に監査役または監査役会に直接または内部監査室等当社関係部門を通じて報告するとともに、内部統制システムの運用状況等の経営上の重要な事項についても、取締役会、経営会議、リスクマネジメント委員会等において報告し、監査役と情報を共有する。

グループ会社の取締役、監査役、使用人等は各グループ会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、適時・適切に当社の監査役または監査役会に直接または内部監査室等当社関係部門を通じて報告する。

当社は、これらの報告をした者に対し、内部通報に関する規程等に基づき、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。

内部監査室長は、監査役と定期的にまたは必要な都度、内部統制システムの運用状況等に関する意見交換を行う等、連携を図る。

経営管理本部長は、内部通報制度の運用状況について監査役に報告する。

監査役からの求めに応じて、監査役の職務を補助するため使用人を配置する。当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人は監査役の指示の下で業務を行う。当該使用人の人事異動・評価等について、経営管理本部長は監査役と協議する。

当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急または臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

[反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方]

当社グループは、反社会的勢力からの不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当要求を断固として拒絶することを基本方針とする。

[反社会的勢力排除に向けた整備状況]

反社会的勢力による不当要求への対応を統括する部署は経営管理本部総務チームとし、当該部署は平素から反社会的勢力に関する情報収集・管理を行う。また、不当要求防止責任者を選任しており、警察等外部専門機関、顧問弁護士との緊密な連携関係を構築するとともに、緊急時の指導、相談、援助体制を整えている。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### [適時開示体制の概要]

当社では、取締役経営管理本部長を情報取扱責任者とし、経営管理本部が適時開示業務を担当しております。また、代表取締役社長をはじめ、役員全員が適時開示の重要性を十分認識し、関係各部署への周知徹底を図っております。

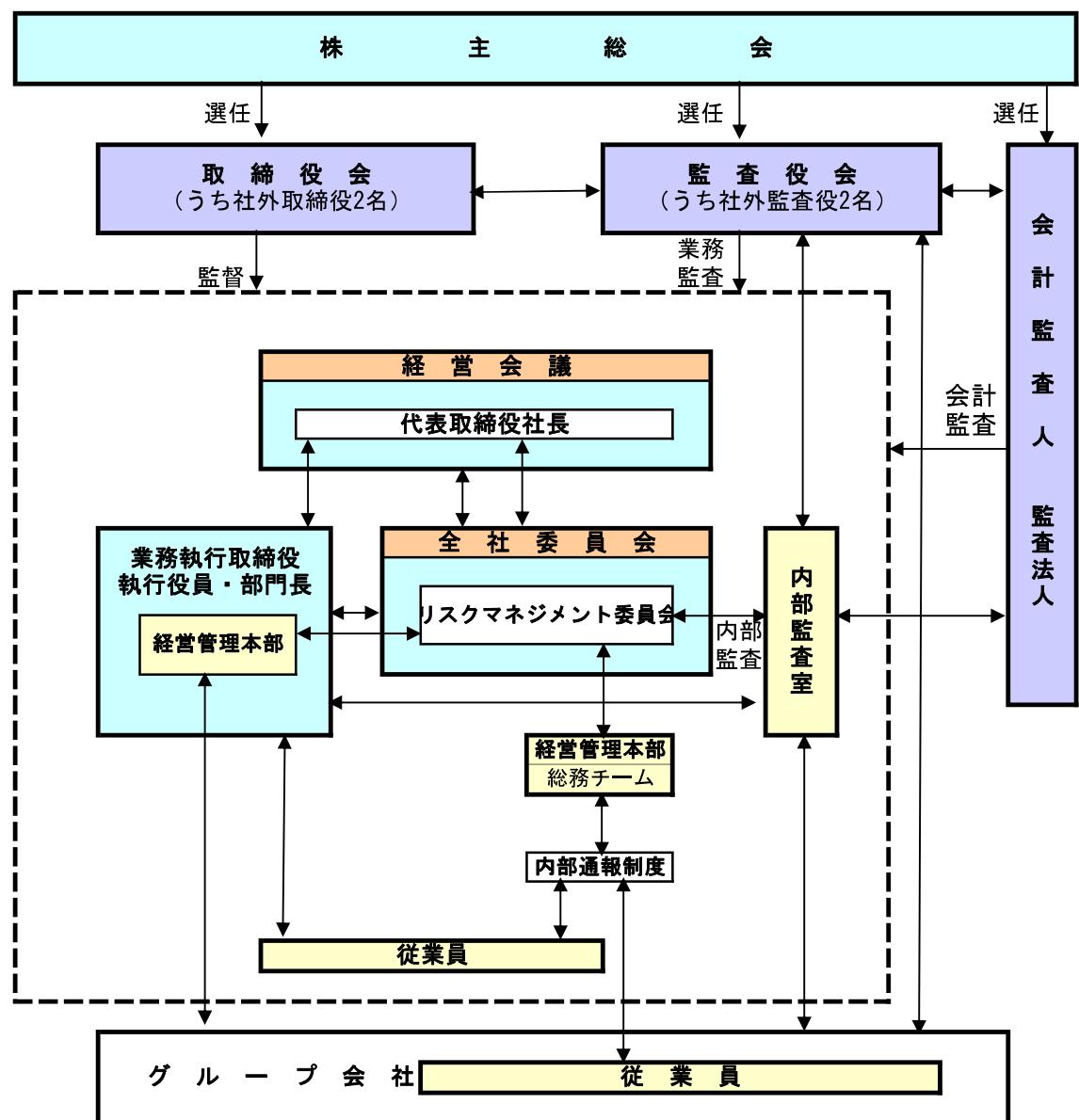
当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の概要は以下のとおりとなっております。

#### 会社情報の取扱について

1. 各種会社情報は、取締役・監査役、各事業部・各部より、経営会議に報告されるほか、各子会社から必要に応じ経営管理本部へ連絡することとしている。

2. 経営管理本部では、報告、連絡された全ての会社情報について東京証券取引所「適時開示規則」等に則って吟味・選択し、適時開示情報報告書等を作成のうえ、取締役会または代表取締役社長に適時開示する情報について起案する。

3. 適時開示する情報について、取締役会または代表取締役社長の承認を得た後、経営管理本部は速やかに、東京証券取引所のTDnet等を活用し、適時開示を行う。



- 当社及び当社グループ経営に関する重要な事項については、社長、取締役、執行役員、常勤監査役等で構成される「経営会議」の審議を経て、「取締役会」（原則、月1回開催）において執行決定を行っています。
- 経営会議・取締役会に先立つ審議機関として、目的別に人事委員会、技術開発委員会、品質管理委員会、環境保全委員会、リスクマネジメント委員会などの全社委員会を設置しています。

### ●適時開示体制の模式図

